

令和 3 年 4 月 9 日

## 金融商品仲介業者に関する規則

### (目 的)

第 1 条 この規則は、正会員の金融商品仲介業に係る業務の委託に関し、金融商品仲介業者に遵守させるべき事項等を定め、正会員が指導及び監督することを通じて当該金融商品仲介業者における適正な業務運営を図り、もって投資者保護に資することを目的とする。

### (定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 金融商品仲介行為

金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第2条第11項第3号に掲げる行為をいう。

(2) 金融商品仲介業

前号に掲げる行為に係る業務をいう。

(3) 金融商品仲介業者

定款第4条第1項第1号に規定する金融商品仲介業者をいう。

(4) 役 員

法人である金融商品仲介業者の役員のうち、金融商品仲介業を担当する者をいう。（ただし、第5条を除く。）

(5) 従 業 員

金融商品仲介業者の使用人その他の従業者のうち、当該金融商品仲介業者の国内に所在する営業所又は事務所において金融商品仲介業に従事する者をいう。

(6) 外 務 員

金融商品仲介業者の役員又は従業員（以下「従業員等」という。）のうち、金商法第66条の25において準用する同法64条第1項の規定により金融商品仲介業者の外務員の登録を受けている者をいう。（ただし、第5条を除く）

(7) 外務員の職務

金融商品仲介行為につき、金商法第66条の25において準用する同法第64条第1項各号に掲げる行為をいう。ただし、外務員の登録等に関する規則（以下「外務員規則」という。）第4条第2号に規定する二種外務員資格試験の合格をもって同規則第3条で登録した者については、次に掲げるものに係る外務員の職務を行うことができない。

イ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託

ロ レバレッジ投資信託

### (金融商品仲介業者に対する法令等の遵守の徹底)

第 3 条 正会員は、金融商品仲介業者に金商法その他関係法令及び本会の定款その他の規則（以下「法令等」という。）を周知し、その遵守を徹底しなければならない。

2 正会員は、金融商品仲介業者に法令等に違反する行為があったことを知ったときは、当該金

融商品仲介業者に対し、その是正を求めなければならない。

(金融商品仲介業に係る業務委託契約の締結)

第 4 条 正会員は、金融商品仲介業に係る業務の委託契約を締結するときは、当該委託契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 金融商品仲介業者又はその役員若しくは従業員が金商法その他の関係法令を遵守すること。
- (2) 正会員が金融商品仲介業者に対して本会の定款その他の規則を遵守するように指導及び監督し、金融商品仲介業者が正会員の指導に従うこと。
- (3) 本会が正会員に対し、個人である金融商品仲介業者（以下「個人金融商品仲介業者」という。）若しくは金融商品仲介業者の外務員に係る処分その他の措置を行った場合には、当該個人金融商品仲介業者又は当該外務員はその処分又は措置に従うこと。
- (4) 本会が正会員に対し、金融商品仲介業者からの事情聴取又は資料提出を求めた場合には、金融商品仲介業者はこれに応じなければならないこと。
- (5) 正会員が金融商品仲介業者に対し検査を行うことができること及び金融商品仲介業者はこれに応じなければならないこと。

(正会員の営業役職員等との並存の禁止)

第 5 条 正会員は、他の正会員に所属する者に金融商品仲介業に係る業務を行わせてはならない。

- 2 正会員は、他の正会員の外務員が所属する者との間で金融商品仲介業に係る委託を行う際には、当該者が金融商品仲介業の登録を完了するまでの間に当該外務員の登録が抹消されること、及び当該外務員の登録が抹消されなければ当該金融商品仲介業に係る委託業務を開始してはならないことを、契約上明確にしなければならない。
- 3 正会員は、金融商品仲介業者の役員又は使用人を自己の営業役職員として届け出てはならない。

(投資勧誘の基本原則の徹底等)

第 6 条 正会員は、次に掲げる事項を遵守するよう金融商品仲介業者に周知し、徹底しなければならない。

- (1) 常に投資者の信頼の確保を第一義とし、法令等を遵守し、投資者本位の事業活動に徹すること。
  - (2) 顧客の投資経験、投資目的、資力等を十分に把握し、顧客の意向と実情に適合した投資勧誘に努めること。
  - (3) 金融商品仲介行為に係る取引に関し、重要な事項について、顧客に十分な説明を行うとともに、理解を得るよう努めること。
  - (4) 投資勧誘に当たっては、顧客に対し、投資は投資者自身の判断と責任において行うべきものであることを理解させること。
- 2 正会員は、金融商品仲介業者が受益証券等の直接募集等に関する規則第 6 条に基づき正会員が備える「顧客カード」の活用並びに同規則第 6 条の 2 及び第 6 条の 3 に定めるところ等

により適切な投資勧誘を行う態勢を整備させなければならない。

(金融商品仲介業者の顧客管理体制の整備、社内規則の制定及び内部管理等)

第 7 条 正会員は、金融商品仲介業者を介した顧客との取引及び顧客管理体制の適正化を図るため、金融商品仲介業者に社内規則の制定、整備及びその遵守の徹底を指導するとともに、当該金融商品仲介業者の業務運営の状況を把握しなければならない。

(過度の投機的取引の勧誘防止)

第 8 条 正会員は、金融商品仲介業者が顧客に対し、過度の投機的な取引を勧誘することのないように、正会員の業務運営等に関する規則第 3 条に定める基準に則り、金融商品仲介業者を適正に指導、管理しなければならない。

(金融商品仲介業者が行う広告等の表示の審査)

第 9 条 正会員は、金融商品仲介業者が行う金融商品仲介業に係る広告等の表示及び景品類の提供については、広告等の表示及び景品類の提供に関する規則（次項において「広告等規則」という。）の規定に準じこれを審査したものでなければ、当該金融商品仲介業者に行わせてはならない。

2 本会は、金融商品仲介業者が行った金融商品仲介業に係る広告等の表示及び景品類の提供が広告等規則第 3 条又は第 4 条の規定に違反し又は違反するおそれがあると認めたときは、正会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

3 正会員は、前項に規定する報告又は資料の提出の請求に応じなければならない。

(顧客への苦情相談窓口の周知)

第 10 条 正会員は、金融商品仲介業者に、当該金融商品仲介業者の業務に関する顧客からの苦情の申出及び顧客との間の紛争に対応する当該正会員の担当部署を顧客に対して周知させなければならない。

(個人金融商品仲介業者に係る外務員資格更新研修の受講等)

第 11 条 正会員は、個人金融商品仲介業者について、次の各号に定める期間（以下この条において「受講義務期間」という。）内に終了するように、外務員規則第 22 条に定める外務員資格更新研修（以下「資格更新研修」という。）を受講させなければならない。

(1) 業務を開始した日後 180 日以内

(2) 業務を開始した日から 5 年目ごとの日の属する月の初日から 1 年以内

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

(1) 受講義務期間の初日前 2 年以内に日本証券業協会が定める外務員資格試験に関する規則（以下「日証協試験規則」という。）による資格試験に合格した者又は資格更新研修を修了した者

(2) 受講義務期間内に日証協試験規則による資格試験に合格した者

(3) 本会がやむを得ない事由により資格更新研修の受講が困難であると認めた者（なお、本会が認めるにあたっては、一定の条件を付することができる。）

3 本会は、受講義務期間内に資格更新研修を修了しなかった個人金融商品仲介業者について、

当該期間の最終日（第5項において「受講義務期限」という。）の翌日に当該者の全ての外務員資格の効力を停止し、その旨を正会員を通じて金融商品仲介業者に通知する。

- 4 正会員は、前項の規定により外務員資格の効力を停止された者について、当該停止が解除されるまでの間は、外務員の職務を行わせてはならない。
- 5 正会員は、個人金融商品仲介業者のうち、第3項の規定により外務員資格の効力を停止された者について、当該受講義務期限の翌日から180日までの間（以下この条において「猶予期間」という。）に修了するように、資格更新研修を受講させるよう努めなければならない。
- 6 本会は、猶予期間に資格更新研修を修了した者について、その修了日に外務員資格の効力の停止を解除し、その旨を正会員を通じて金融商品仲介業者に通知する。
- 7 本会は、猶予期間に資格更新研修を修了しなかった者（猶予期間に外務員の登録を抹消した場合を含む。）について、猶予期間の最終日の翌日に本会の外務員資格を取り消し、その旨を正会員を通じて金融商品仲介業者に通知する
- 8 本会は、第3項、第6項又は前項の通知を行ったときは、これを当該金融商品仲介業者のすべての所属正会員に周知する。

（個人金融商品仲介業者に係る社内研修の受講）

第12条 正会員は、外務員規則第22条に定める社内研修を、個人金融商品仲介業者について、資格更新研修とは別に、毎年受講させなければならない。

（報 告）

第13条 正会員は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、遅滞なく、所定の方法によりその内容を本会に報告しなければならない。

- （1）金融商品仲介業の委託契約を締結した者が金融商品仲介業の登録を受けた場合
- （2）金融商品仲介業者に金融商品仲介行為に係る業務の委託を行った場合
- （3）金融商品仲介業者に前号の委託を行わなくなった場合
- （4）金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名が変更された場合
- （5）金融商品仲介業者が登録を受ける財務局（財務支局）が変更された場合
- （6）金融商品仲介業に関連し、金融商品仲介業者又はその役員若しくは従業員に法令又は諸規則に反する行為があったことを知った場合（第26条の規定に基づく「事故連絡書」及び第27条の規定に基づく「事故顛末報告書」により報告を行った場合を除く。次号において同じ。）
- （7）前号の行為の詳細が判明した場合
- （8）金融商品仲介業者に対し金商法の規定に基づく検査が開始されたこと、及び当該検査が終了したことを知った場合
- （9）金融商品仲介業者が金商法第66条の20の規定による登録の取り消し、業務の停止又は役員解任命令を受けたことを知った場合
- （10）金融商品仲介業に関連し、金融商品仲介業者又はその役員若しくは従業員が金商法その他の法令の規定により罰金以上の刑を受けたことを知った場合
- （11）金融商品仲介業に関連し、金融商品仲介業者が訴訟又は調停の当事者となったことを知った場合及び訴訟又は調停が終結したことを知った場合

(12) 前各号に掲げる場合のほか本協会が必要と認める場合

(複数の正会員が委託を行う場合の取扱い)

第 14 条 一の金融商品仲介業者に複数の正会員が金融商品仲介業の委託を行うこととなった場合には、当該複数の正会員が協議し、当該複数の正会員を代表する一の正会員（以下「代表正会員」という。）を定め、代表正会員は、当該金融商品仲介業者の同意書を添付のうえ、直ちに所定の方法により本会に届け出るものとする。代表正会員を変更した場合も同様とする。

2 金融商品仲介業者に係る本会への次の各号に掲げる手続については、代表正会員が行うものとする。

(1) 外務員規則第10条第1項に定める外務員の登録申請書等の提出

(2) 前条第1号、第4号及び第5号の報告

(3) 外務員規則第15条に定める外務員の職務停止処分者等の研修への受講手続

(4) 外務員規則第22条に定める資格更新研修への受講手続

(5) 前各号に掲げる場合のほか本協会が必要と認める場合

3 本会は、前項の場合において、金融商品仲介業者に対して通知をする必要があるときは、代表正会員を通じて行うものとする。

附 則

この規則は、定款改正に係る主務大臣の認可の日（令和3年 月 日）から実施する。